

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
(令和6年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

職員の区分	職務の区分
(1) 医療的ケア看護職員	第8号区分
(2) 学校給食における衛生指導担当業務に従事する者	第12号区分
(3) 各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者	第14号区分
(4) 特別支援教育支援員及びみはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者	第15号区分
(5) 学校司書	第16号区分
(6) 教員業務支援員及び学習支援員	第17号区分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。